

被害者支援の原点に戻って
私たちが望んだ支援
私たちが受けた支援

大阪教育大学附属池田小学校事件
殺人犯罪被害者

< Homicide Survivor >

酒井 肇

- 今回の講演に望んで -

H16年「犯罪被害者等基本法」成立、H17年「犯罪被害者等基本計画」決定後の地方公共団体における取組レビュー

<環境分析 その1> 内閣府取組

1. 背景:H16年「犯罪被害者等基本法」成立、同法は、地方公共団体に対し、相談・情報提供、保健医療・福祉サービスの提供、雇用住宅の確保、国民の理解の促進など広範な施策を地域の実情に応じ自ら策定・実施する責務を課す。
H17年「犯罪被害者等基本計画」閣議決定し、内閣府において、首長部局における施策担当部局の体制を確認するとともに、被害者からの相談や問合せに対応する「総合的な対応窓口」を設置するよう地方公共団体に要請することとなる。
2. 方向性:都道府県・政令市の施策がさらに充実されるとともに、今後は、基礎的自治体である市区町村においても施策担当窓口部局が中心となって、基本法・国の基本計画や被害者問題に対する理解を深め、現行の保険医療・福祉、教育、住宅等の分野における各種制度を活用(又は拡充)するなど、地方公共団体全体として何が出来るかを自ら検討し実施していくことが望まれている。

3. 取組概要:

地方公共団体への啓発・情報提供等

「地方公共団体における犯罪被害者施策に関する調査」(H20年4月 報告書)

「犯罪被害者等施策の手引き」(H20年4月)

犯罪被害者等施策主管課室長会議

May. 27th, 2008

- 今回の講演に望んで -

H16年「犯罪被害者等基本法」成立、H17年「犯罪被害者等基本計画」決定後の地方公共団体における取組レビュー

< 環境分析 その2 >

「地方公共団体における犯罪被害者施策に関する調査」(H20年4月 報告書)

1. 犯罪被害者等施策を総合的に推進する体制づくり

施策担当部局の確定: 都道府県・政令市 100% VS 市区町村 51.9%

犯罪被害者等施策に関する規程を含む条例の策定(策定予定も含む):
都道府県 40.4% VS 政令市 11.8% VS 市区町村 4.7%

犯罪被害者等施策に関する事項を含む計画の策定(策定予定も含む):
都道府県 59.6% VS 政令市 35.3% VS 市区町村 2.2%

策定で苦労した点:

「庁内関係部局の理解や協力の確保」「専門的な知識の不足」「職員不足」

策定の必要性を感じない理由:

「既存の取組で総合的な支援が可能」「住民や議会からの要請がない」

策定の必要性を感じているが予定が立たない理由:

「専門的な知識(ノウハウ)が不足」

国・都道府県に希望する支援:

「財政的な援助」「手引き・ガイドラインの策定」

「他の地方公共団体の取組状況や先進事例に関する情報提供」

犯罪被害者等施策主管課室長会議

May. 27th, 2008

- 今回の講演に望んで -

H16年「犯罪被害者等基本法」成立、H17年「犯罪被害者等基本計画」決定後の地方公共団体における取組レビュー

<環境分析 その2 >

「地方公共団体における犯罪被害者施策に関する調査」(H20年4月 報告書) < 続き >

2. 犯罪被害者等に対する総合的な相談・情報提供

総合的な対応窓口の設置(設置予定も含む):

都道府県 78.7% VS 政令市 47% VS 市区町村 19.1%

対応窓口の設置・運営で苦勞している点:

「知識や技能を有する人材の育成・確保」「住民への窓口の周知の徹底」

「関係機関等との連携協力の確保」

対応窓口を設置する必要性を感じていない理由:

「既存の窓口で対応可能」「被害者等が少ない」「地域からの要望少ない」

対応窓口を設置する必要性は感じているが予定が立たない理由:

「連携協力体制が十分出来ていない」「知識・技能を有する人材の不足」

国・都道府県に希望する支援:

「対応マニュアルのモデル案の作成」「窓口担当者向けの研修の実施」

「全国の地方公共団体の取組状況等に関する情報提供」

- 今回の講演に望んで -

H16年「犯罪被害者等基本法」成立、H17年「犯罪被害者等基本計画」決定後の地方公共団体における取組レビュー

< 環境分析 その2 >

「地方公共団体における犯罪被害者施策に関する調査」(H20年4月 報告書) < 続き >

3. 犯罪被害者等施策に関する広報啓発:

都道府県・政令市 全てが実施 VS 市区町村 約半数が実施

国・都道府県に希望する支援:

「広報啓発に活用できる資料の提供」「財政的な援助」「講師等の派遣」

4. 犯罪被害者等施策に関する研修・人材育成:

都道府県・政令市 3割以上が実施 VS 市区町村 何もしていないが大半

5. 犯罪被害者等施策に関する地域の実態把握:「講演会等への参加」

6. 犯罪被害者等に関する民間団体との連携協力(財政的な援助):

都道府県 2割弱 VS 政令市 約24% VS 市区町村 3割弱

国・都道府県に希望する支援:

「全国の地方公共団体の取組状況等に関する情報提供」「財政的な援助」

「民間団体に関する情報提供」

私の目的

平成20年度都道府県・政令指定都市犯罪被害者等 施策主管課室長会議をふまえて

< 犯罪被害者等施策の推進に向けて >

1. 「私にしか出来ない事」 愛する娘を喪った事件の被害者・当事者としての「心情」を知って頂く事
2. 具体的に「どんな支援が役立ったか」「どんな支援を望んだか」を知って頂く事のみならず、「どうしてその支援を必要としたか、その背景」まで理解して頂く事

< 今後の課題 >

1. 内閣府、都道府県・政令指定都市、市区町村の各レベルにおける施策推進に私たちがどう貢献できるかの検討

講演内容

1. 平成13年6月8日 大阪教育大学附属池田小学校事件とは
2. 殺人犯罪被害者が受ける被害
3. 絶望の淵での思い、絶望の淵からの回復
4. 事件の再発防止への願い
5. 私たちが受けた支援
6. 私たちが知りたかった事、参加した事
7. 絶望の淵からの回復に必要な事
8. 被害者支援の枠組み
9. 犯罪被害者等基本法
10. 私たちが望む被害者支援 「被害者に『寄り添う』支援」
11. 犯罪被害者支援 「成功のカギ」

平成13年6月8日 大阪教育大学附属池田小学校 事件とは

平成15年6月8日 8遺族と文部科学省・大阪教育大学・
附属池田小学校との合意書 「事件の概要と経過」より

殺人犯罪被害者が受ける被害

私たちの場合

最愛の娘、麻希を・・・

彼女には、何の罪も落ち度も無いのに
家庭の次に安全だと信じていた学校で
あの様な犯罪に巻き込まれて喪った
悲しみは、決して癒されない！

“It has been said that a child who loses his parent is an orphan,
a man who loses his wife is a widower, a woman who loses her
husband is a widow.

There is no name for a parent who loses a child,
for there are no words to describe the pain.” Mr. M. Bloomberg

親をなくした子供を孤児という。
伴侶をなくした夫を寡夫、妻を寡婦という。
子供をなくした親を呼ぶ言葉はない。
「その痛みを言葉で表すことは出来ないからだ。」

2004年9月、ニューヨーク市の「9・11」同時テロ追悼式典で
M. ブルームバーグ市長が述べた追悼の辞の一節

絶望の淵での思い

(犯罪被害者共通の普遍性を含む)

1. 答え無き永遠の問いかけ

「なぜ、娘は、死ななければならなかったのか？」

2. 事件の真実を知りたい

「あの時、何が起きたのか？」

「娘は、どうだったか？」

3. 事件の発生原因を知りたい

「なぜ、あの事件は、起きてしまったのか？」

絶望の淵からの回復

(犯罪被害者共通の普遍性を含む)

1. 責任所在の明確化

「誰が、何をしたから / 何をしなかったから
あの事件が起きたのか？」

2. 責任ある者の心からの謝罪

「娘や私たちに心から謝って欲しい！」

3. 生き続ける意味の再認識

「安心できる生活を取り戻して、生きていきたい！」

4. 事件の再発防止への願い

「二度とあの様な事件は、起きてほしくない！」

事件の再発防止への願い

「二度とあの様な事件は、起きてほしくない！」

1. 小学生や未就学の子供が被害者となった傷害事件

H16年の1年間 519件発生(前年対比 17.4%増！)

殺人事件(未遂を含む) 112件(前年対比 23.1%増！)

うち未就学児童が被害にあったケース 86件

(前年対比 30.3%増！) <警察庁発表 読売新聞より>

2. 「警察が認知した殺人や強盗などの重要犯罪」

H16年の1年間 22,568件(前年対比 5.9%減・9年振り)

子供を狙った連れ去りなどの略奪・誘拐 320件

(前年対比 12.7%増！) <警察庁発表 日本経済新聞より>

3. 「学校不法侵入や登下校時の事件件数」

H11年 1,042件 H14年 2,168件(3年間で約2倍に急増！)

<産経新聞より>

事件の再発防止への願い

「二度とあの様な事件は、起きてほしくない！」

4. 小学生が被害に遭う事件(警察庁調査)

H18年(2006年)1 6月だけで、12,768件発生!(約71件!/1日)

1998年1 6月に比べると、5年間で、約2,000件増加!

(警察に被害届けを出していない事件もあるだろうから、
本当はもっとあるはず!)

「暴行」などの事件も多く、福岡市では5月に登校中の小学5年の男子が、近所の人からいきなりガソリンをかけられ、火をつけられて大やけどした事件が起きた。

「性犯罪」も急増し、H18年(2006年)1 6月だけで、945件発生!

1998年1 6月に比べると、8年間に2倍に増えている!

< 朝日新聞より >

私たちが受けた支援

A. 実質的な支援となった出来事

特別な事件の特別な支援でなく、その教訓が生かされ、普遍的な支援となる事を望む

B. 実質的な支援とならなかった出来事と原因

C. 当時は分からなかったが、今にして思えば、こんな支援を受けたかったと思う事

A. 実質的な支援となった出来事

1. 事件発生時(平成13年6月8日)
「超・混乱期」
2. 事件直後(事件後、数週間まで)
「混乱期」
3. 事件後(事件後、数ヶ月まで)
「事実の認識開始」
4. 現在に至るまで(事件後、約6年11ヶ月間)
「具体的な事実・問題認識」「問題解決努力」

犯罪被害者視点での 支援検証のフレームワーク

1. 3ステップ

< 状況 > 分析 「被害者はどんな状況におかれているか」

< 思い > 把握 「被害者はどんな思いでいるのか」

< 支援 > 検証 (PDCAサイクルにおいて)

何が出来て、何が出来なかったのか？

「支援というサービスを享受する立場 = 犯罪被害者」に
どういう評価をされたのか？ 「で、どう改善するか」

2. 犯罪被害者の「ニーズ:何を必要としているか」

「表在化している」ニーズ 何を必要としているか明らか

「潜在化している」ニーズ 何を必要かがわからない

私たちが知りたかった事、参加した事

1. 署名活動

学校の安全と犯人が犯した罪に相応しい刑罰を求めた。

2. 校舎改築

子ども達が楽しく過した思い出の詰まった校舎を残し、安全な学校に改築する。

3. 事件現場に残る血痕のDNA鑑定、刑事公判

娘の死とそれに関わる事はすべて知る。

4. コロンバイン高校訪問

私たち同様、学校で子どもを喪った親との交流を求めた。

私たちが知りたかった事、参加した事

5 . 国、大阪教育大学、附属池田小との合意書締結
謝罪、賠償、事件の再発防止を求めた。

6 . 学校の安全に向けての活動

二度とあの様な事件が起きない様に！

7 . 被害者支援の充実にに向けての活動

私たちが受けた支援を日本のスタンダードに！

8 . 報道被害の軽減に向けての活動

私たちが受けた報道被害が今後起きない様に！

絶望の淵からの回復に必要な事

「エンパワーメント」と「つながりの再生」

「エンパワーメント」

再び人生に向き合っていく力を取り戻す事

「つながりの再生」

自分の人生の主導権を取り戻し、

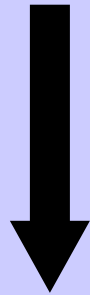
人との信頼関係を再び築いていく事

絶望の淵からの回復に必要な事

1 . Knowing 知る



2 . Participating 参加する



3 . Achieving 達成する

コミュニケーション

Communication

被害者支援の枠組み

<ヒト> 被害者を取り囲む連携プレーが重要

8家族、犯罪被害者、友人・知人、PTA、大阪府警、大阪府、被害者支援組織（例：全国被害者支援ネットワーク）、臨床心理士・ソーシャルワーカー、精神科医、弁護士、保護司、マス・メディア、世間の方々 + 行政連携

<モノ>

気持ち、有益情報、資料・文献、集い、相談窓口・担当部署
超混乱期の被害者でもたどり着ける「名前」と「しくみ」

法律（現在・そして今後の法改正での被害者保護
：犯罪被害者基本法制定・施行+学校安全法制定への道）

<カネ>

国・地方自治体での予算化（支援活動を支える活動資金、支援金・給付金など

犯罪被害者等施策主管課室長会議

May. 27th, 2008

犯罪被害者等基本法

目的

第1条:犯罪被害者等の権利利益を保護

1. 犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
2. 国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定

犯罪被害者等のための施策を総合的かつ
計画的に推進

犯罪被害者等基本法

基本理念(第3条)

1. 犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する
2. 被害の状況および原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる
3. 再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行なう

犯罪被害者等基本計画

4つの基本方針

1. 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
2. 個々の事情に応じて適切に行なわれること
3. 途切れなく行なわれること
4. 国民の総意を形成しながら展開されること

犯罪被害者等基本法

5つの重点課題

1. 損害回復・経済的支援等の取組み 42施策
 2. 精神的・肉体的回復・防止への取組 69施策
 3. 刑事手続への関与拡充への取組 43施策
 4. 支援のための体制整備への取組 75施策
 5. 国民の理解の増進と配慮・協力への取組 29施策
- 合計 258施策

推進体制に関するもの(19項目) 計画期間 5年

犯罪被害者等基本法 私の最も期待する条文

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

第24条 内閣府に特別の機関として犯罪被害者等
施策推進会議を置く。

2 2 (前略)犯罪被害者等のための施策の
実施を推進し、並びにその実施の状況を
検証し、評価し、及び監視すること。

私たちが望む被害者支援 「被害者に『寄り添う』支援」

1. 私たちの「おかれている状況」を理解し、
私たちの「思いや希望」を把握し、
「具体的な支援内容」の提示を願いたい。
2. 「何かお役に立てる事があったら、
おっしゃってください」ではなく、
「私たちはこんな事が出来て、こんな役に立ちます」
という具体的なメニューの提示を頂きたい。

私たちが望む被害者支援 「被害者に『寄り添う』支援」

3. 私たち被害者は、被害者の心理状態の分析やカウンセリングのみを望んでいない。
(最愛の娘をあの様な事件で喪って心に傷があるのは、当然といえる)
私たちが生きていく為の実質的な支援を願いたい。
4. 被害者支援が被害者自身の精神的・肉体的負担を増す事が無い様な配慮を願いたい。
「だれの為の支援か？」を考えて頂きたい。

私たちが望む被害者支援

「被害者に『寄り添う』支援」

5. (それまでの人生で、支援に関する専門家とは支援という形で接していないので) 専門家との接触や関係には十分に配慮して頂きたい。
= ソーシャルワーカー、ファシリテーター的な役割の重要性
6. 専門家が専門家ゆえに陥りやすい
落とし穴に注意して頂きたい。
(固定観念、先入観、慣習、慣れ、経験、
不適切なサンプリング、視野や思考の狭窄)

被害者支援の成功のカギ

1. 被害者支援のしくみ・体制作り
(ニーズの把握、問題解決の為の具体策提示)
2. 継続的に持続 [含む: 支援の連携]
(支援する側の無理は禁物)
3. 支援の検証・フィードバック
(何が出来て、何が出来なかったか。
何が役にたって、何が役に立たなかったか。)
支援を受けた被害者が協力する事の必要性

さいごに

起きた事件や、子ども達の死は、私達
遺族だけのものではありません。

それを知るすべての人々が、それを
どのように受け止め、何をするかに
よって、その意味は違ってくるのだと
思います。

参考書籍

1. 犯罪被害者支援活動に関する調査研究 被害者支援活動研究会
(H12年3月)
2. 犯罪被害者支援 アメリカ最前線の支援システム 新 恵里
(H12年8月)
3. なにが幼い命を奪ったのか 池田小児童殺傷事件 伊賀興一・他
(H13年7月)
4. 犯罪被害者支援の軌跡 「犯罪被害者心のケア」 大久保恵美子
(H13年8月)
5. 犯罪被害者の心理と援助 山上 皓、穴田 富美子 (H13年11月)
6. その日、学校は戦場だった コロンバイン高校銃撃事件 M・バーナル
(H14年5月)
7. 犯罪被害者への早期直接的支援の充実に必要な施策についての総合的研究 全国被害者支援ネットワーク (H15年3月)
8. 犯罪被害者支援とは何か 酒井肇、酒井智恵、池埜 聡、倉石 哲也
(H16年7月)
9. <犯罪被害者>が報道を変える 高橋シズエ、河原理子 (H17年1月)